

## はじめに

ダイオキシン類は、発がん性をはじめとする様々な有害な性質を持つことが明らかになっているとともに、内分泌かく乱作用も疑われており、我が国では平成12年1月から施行された「ダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイオキシン法」といいます。）」などに基づき、国を挙げて対策が進められた結果として、環境中への排出量は大幅に削減されています。

本県でも、平成12年度からダイオキシン法に基づく常時監視と環境実態調査等により県内の汚染実態の把握や事業者指導を行っており、各施設の設置者が削減対策を進めた効果も現れ、大気や水質中のダイオキシン類濃度は年々減少傾向にあります。

しかし、一度環境中に排出されたダイオキシン類は分解しにくいいため、長期間にわたり環境中に残留することから、引き続きダイオキシン類の排出量を削減するため、今後も廃棄物の減量化や発生源対策を推進していく必要があります。

本冊子は、今後のダイオキシン類対策の一助とするために、平成17年度に県内で実施したダイオキシン類に関する調査の結果を中心に、市町村等関係機関の協力を得て、現在の本県におけるダイオキシン類濃度の実態や行政機関の取組などについて取りまとめたものです。本冊子を活用していただくことで、県民、事業者の皆様のダイオキシン類に対する理解を深めていただき、ダイオキシン類問題の解決に、さらには、よりよい神奈川の環境づくりに役立てば幸いです。

平成19年3月

神奈川県ダイオキシン等対策検討会議

### 目次

#### はじめに

#### I ダイオキシン類について

- 1 ダイオキシン類の発生源と人への影響 ..... 1
- 2 対策の基本となる基準 ..... 1

#### II 対策の基本と排出量の削減状況

- 1 「神奈川力構想」と「神奈川県環境基本計画」..... 2
- 2 環境基準の達成状況 ..... 2
- 3 排出量の削減状況 ..... 2

#### III 本県の取組

- 1 ダイオキシン類対策のあらまし ..... 4
- 2 発生源対策の実施状況 ..... 7
- 3 環境調査等の実施状況 ..... 10

#### IV 本県が実施した汚染への対応

- 1 ダイオキシン法未規制発生源への対応 ..... 22
- 2 県内のダイオキシン類汚染への対応事例 ..... 23

#### V ダイオキシン類の基礎知識 ..... 26

#### おわりに

## 御意見・御感想をお待ちしています！

今後とも、皆様からの御意見等を反映し、よりよい「神奈川県ダイオキシン対策レポート」を作っていくと考えておりますので、御意見、御感想、また御質問等がありましたら、ぜひお寄せください。

お手数ですが、電子メール、電話またはファクシミリ（様式は問いません。）でお送りください。なお、御質問には速やかに回答させていただきます。

メールアドレス：kagaku1.170@pref.kanagawa.jp

電話：(045)210-4119（直通）

ファクシミリ：(045)210-8846